

様式第1号提出時点で最も近いと考えられる行為類型を記載してください。行為類型を一つに特定できない場合は、複数の行為類型を記載しても構いませんが、「〇〇の可能性」といった抽象的な記載はしないでください。

2 当該行為の態様	(1) 価格カルテル、受注調整、入札談合 など
	(2) 【価格カルテルの例】 ・報告者、A社及びB社（共同違反行為者名）は、共同して、〇〇向け（供給先名）に販売するX製品について、現行販売価格より〇パーセント引き上げを合意した。 ・報告者、A社及びB社（共同違反行為者名）は、共同して、〇〇（地域名）において販売するY製品について、現行販売価格より〇パーセント引き上げを合意した。 【入札談合の例】 報告者、A社及びB社（共同違反行為者名）は、〇〇（発注者名）が発注する〇〇工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
3 開始時期（終了時期）	〇年〇月（～〇年〇月まで）

終了時期の記載について、違反行為が様式第1号の提出時点において継続している場合は、「（～継続中）」と記載してください。

【提出に当たっての注意点】

- ・ 報告書はカラーのPDFファイルで提出してください。
- ・ 報告書を提出する際の電子メールの件名については、記載上のルールはありません。例えば、「様式1号の提出」などの件名で構いません。
- ・ 共同申請を行う場合は、各報告者の連名で1通の報告書を作成して提出してください。
- ・ 同時に複数の報告書を提出する場合は、送信する電子メールの容量が10MBを超えなければ、1通のメールにまとめて送信しても構いません。
- ・ 入札談合の場合、共同違反行為者との間で複数の物件について受注調整を行っていたとしても、その入札物件（例えば、「〇月〇日入札の××工事」）ごとに報告書を作成するのではなく、共同違反行為者間で受注調整を行うものと認識している物件群（例えば、「〇〇県が発注する××工事」）について報告書を作成して提出してください。

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

○ 報告する違反行為の概要

1 当該行為の対象となった商品又は役務

当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。

2 当該行為の態様

(1) 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を2(1)の欄に記載すること。

(2) 例えば

ア 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、カルテル参加者、対象地域、価格の引上げ時期、引上げ幅

イ 当該行為が入札談合である場合は、入札談合参加者、対象となる物件の発注者等が分かるように、2(2)の欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、2(2)の欄に具体的に記載すること。

3 開始時期（終了時期）

(1) 当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

(2) 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を（ ）内に記載すること。

(3) 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は

(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については、その旨も付記すること。

(2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。

(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項、又は同法第7条の8第4項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当

する具体的事実)を記載した書面を添付すること。

- 2 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。
- 3 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 4 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。
- 5 本報告書の提出に当たっては、代表者若しくは代理人の押印又は本報告書が真正なものであることを証明するための書類を添付すること。

相談窓口：公正取引委員会事務総局
審査局課徴金減免管理官
03-3581-2100（直通）
開庁時間 9:30～18:15